

14番 浅見みどり

No.1

一般質問通告書

2020年5月28日

東村山市議会議長 へ

会派名 日本共産党

14番 浅見 みどり

記

14番 浅見みどり

No.2

II コロナ禍における国民健康保険税軽減と多子減免の実現を

今回のコロナでは、国保に加入している世帯である自営業、非正規雇用者の方々への影響は特に甚大です。コロナ感染が収束しても、市内経済、暮らしへの影響は今後も続いていくことが考えられます。国民健康保険では、収入のない子どもでも、必ず均等割りが課税される仕組みとなっているため、子供の多い世帯は保険税の負担が重くなります。多子世帯への国保の軽減は市の掲げる「子育てするなら東村山」にも最適です。コロナ禍を乗り越えるためにも必要な政策であると考え、以下うかがってまいります。

1. 内閣府が発表した2020年1月～3月期のGDP速報値では、実質で前期（19年10～12月期）と比べて0・9%マイナス、年率に換算して3・4%マイナスとなっています。このような経済状況の下、国民健康保険税の改定を当初の計画通りに実施することは、市民の暮らしに大きな影響を及ぼすものと考えます。改定した条例を一旦凍結し、保険税の値上げを留まるべきだったのではないのでしょうか。見解をうかがいます。
2. 多子減免は市の努力によって実現可能な制度です。当市は多子減免に向けた取り組みは実施していないが、コロナ禍による社会の大きな変化を考えれば、実現に向けて検討すべきではないのでしょうか。改めて市の見解をうかがいます。
3. 一律の減免は違法性が出てしまいますが、地方税法第717条の規定を根拠として、特別な事情（子どもは収入がないのが前提のため）と位置づけ、時限的に子どもの均等割りに関して一定の所得以下の世帯に対して申請方式として減免した場合、違法性は認められないのではないのでしょうか。見解をうかがいます。
4. 仮に多子減免を実施した場合、当面、急激な財源の増額が必要となることは考えにくいのではないかと考えます。見解をうかがいます。
5. 多子世帯への減免を行った場合、国保会計全体に占める割合、一般会計からの繰入に占める割合をうかがいます。昭島市・東大和市・あきる野市・清瀬市・武蔵村山市それぞれのケースでうかがいます。また試算に対する市の見解をうかがいます。
6. 国保以外の制度において、市が独自で多子世代に対して減免、補助、軽減政策など、今後に向けて検討されている内容をうかがいます。